

子育て支援を目的として、長浜市では義務教育中（小中学生）のお子さんの入院費を助成します。

【助成の対象者は】

保護者・子どもともに市内にお住まいの小学生・中学生（15歳到達後最初に迎える3月31日まで）で、健康保険にご加入の方。

【助成の方法は】

◇申請により、一旦お支払いになった入院にかかる医療費（保険診療費の自己負担分）を助成します。

【申請に必要なものは】

- ① 健康保険証（助成対象者がご加入のもの）
- ② 印鑑
- ③ 通帳等保護者の振込先がわかるもの
- ④ 領収書原本（受診者名、保険点数、支払額、医療機関名、領収印があるもの）

※ 高額療養費、家族療養費、附加金などの支給決定通知書（該当する方のみ）

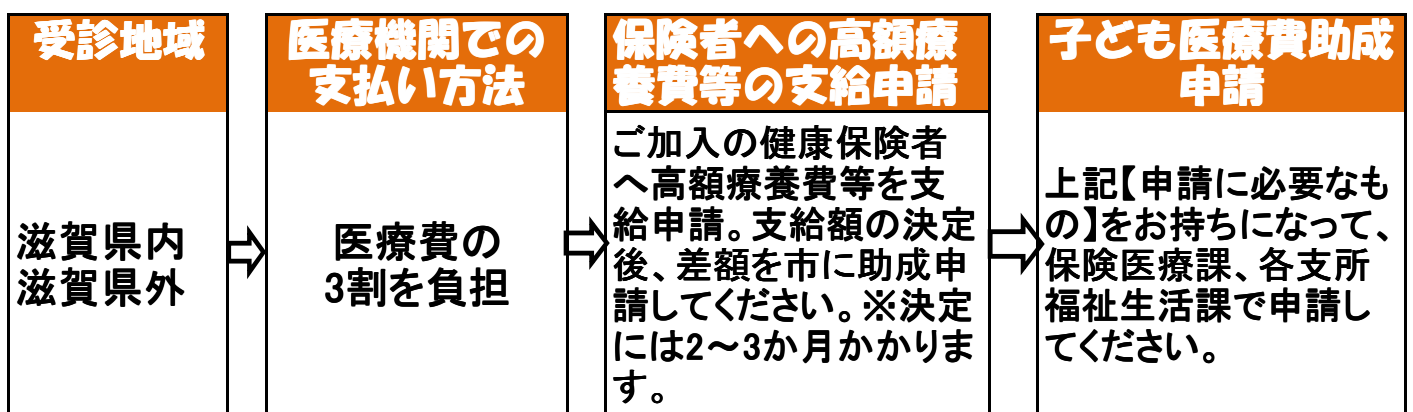
【助成の対象とならないもの】

◇入院時の部屋代・食事代など保険適用外の料金、交通事故などの第三者行為による治療費などには助成できません。

◇ご加入の健康保険者から支給される高額療養費や家族療養費、附加金など、および日本スポーツ振興センター災害共済給付金、他の公費からの助成金は除きます。

【届け出が必要なとき】

◇ご加入の健康保険者や他の公費から支給される医療費助成金は、子ども医療費助成の対象外となりますので必ずお申出ください。すでに子ども医療費として助成している場合は、助成額をご返還いただくことになります。



お問い合わせ先

保険医療課

☎ 65-6527

各支所福祉生活課

P28 参照